

甲斐市木造住宅耐震支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、既存木造住宅の耐震診断事業の実施について必要な事項を定めるとともに、耐震改修等を実施する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 市内に存する住宅のうち、次の全てに該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - イ 木造在来工法で建築された住宅
 - ウ 2階建て以下の住宅
 - エ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断
- (3) 耐震改修等 耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター設置工事及び耐震リフォーム工事のことをいう。
- (4) 耐震診断技術者 建築士の資格を有し、山梨県が主催若しくは後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会又はこれと同等以上であると山梨県知事が認める講習会の受講修了者をいう。
- (5) 耐震判定委員会 一般社団法人山梨県建築士事務所協会等の建築物耐震診断・補強計画判定会のことをいう。
- (6) 総合評点 協会が定めた耐震診断の判定基準により耐震診断技術者が判断したもので、耐震判定委員会による判定を受けた評点をいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上に改修する工事をいう。
- (8) 建替え工事 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築することをいう。
- (9) 耐震シェルター設置工事 耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の既存木造住宅に

次のいずれかの耐震シェルターを設置する工事をいう。

ア 他の都道府県が奨励する耐震シェルター等のうち一部屋型を設置するもの

イ 構造設計一級建築士がアと同等以上のものとして設計したもの

(10) 耐震リフォーム工事 耐震改修工事と併せて行う、市内施工業者による次に掲げる工事のことをいう。

ア 既存住宅の増築又は改築工事

イ 給排水衛生設備工事、換気設備工事、電気設備工事又はガス設備工事

ウ オール電化工事

エ 屋根の葺き替え又は防水工事

オ 外壁の張替え、外壁の塗装又は吹付け工事

カ 部屋の間仕切りの新設又は変更工事

キ 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事

ク 雨どいの取替え又は修理

ケ 建具、開口部等の取替え又は修理

(11) 耐震改修設計 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上に
する設計をいう。

(12) 市内施工業者 市内に本社又は本店を有し、市が発注する工事等の入札参加資格
を有する、若しくは甲斐市小規模工事等契約希望者登録名簿に登録した法人又は個人
で、耐震リフォーム工事を施工する者をいう。

(事業の内容及び対象者)

第3条 市は、この告示の規定により、甲斐市木造住宅耐震支援事業として耐震診断の実
施に関する事業（以下「耐震診断事業」という。）及び耐震改修等の経費に対する補助
金の交付に関する事業（以下「補助事業」という。）を実施する。

2 耐震診断事業を利用できる者及び補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満
たすものとする。

(1) 市内に住所を有し、既存木造住宅を所有する者で、市税を滞納していないもの

(2) 甲斐市暴力団排除条例（平成27年甲斐市条例第23号）第2条第2項に規定する暴力団
又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

(事業の対象建築物等)

第4条 耐震診断事業の対象となる建築物並びに補助事業の対象となる建築物、補助対象
経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算定において、補助対象でないものは除いて算定すること。ま
た、同一契約で行う場合は、その内容を明らかにすること。

3 耐震診断事業及び補助事業の実施は、対象建築物につき1回を限度とし、補助事業にお
いては、過去に耐震改修等に係る県又は市の補助金の交付を受けていないものに限る。

4 対象建築物は、耐震診断事業及び補助事業に関し、国又は地方公共団体の他の制度による補助等を受けていないものに限る。

(耐震診断の委託)

第5条 市長は、耐震診断の実施を外部に委託することができる。

(耐震診断事業の申込み)

第6条 耐震診断事業の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(耐震診断技術者の派遣の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあった場合は、その内容を審査し、耐震診断技術者の派遣の可否を決定したときは、木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書（様式第2号。以下「派遣可否決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣の決定において必要があると認めるときは、当該派遣について条件を付することができる。

3 市長は、派遣可否決定通知書の内容に変更が生じたときは、木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(耐震診断の中止等)

第8条 申込者は、事情により耐震診断を中止し又は取り止めるときは、木造住宅耐震診断中止申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(耐震診断の内容)

第9条 市長が派遣した耐震診断技術者は、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。ただし、耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となった場合は、第2号から第4号までの業務は行わない。

- (1) 木造住宅耐震診断及び当該結果の所有者への説明
- (2) 木造住宅耐震改修工事費の概算見積書の作成
- (3) 耐震改修工法及び耐震改修工事概要書等の所有者への説明
- (4) 耐震改修工事実績業者の案内
- (5) その他市長が定める事項

2 前項第2号の概算見積書については、一般財団法人日本建築防災協会の発行する「耐震改修工事費の目安」による算定式を利用しても差し支えないものとする。

(耐震診断結果の通知)

第10条 市長は、耐震診断の結果を木造住宅耐震診断結果通知書（様式第5号）により、申込者に通知するものとする。

(申込者に対する指導)

第11条 市長は、耐震診断結果に基づき、申込者に対して建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(補助金交付の申請)

第12条 耐震診断の結果を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第6号）に別表第2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第14条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震改修等計画変更承認申請書（様式第8号）に別表第2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工内容の変更
- (2) 耐震改修等に要する経費の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、木造住宅耐震改修等計画変更承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、木造住宅耐震改修等計画遅滞等報告書（様式第10号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第11号）により申請者に指示するものとする。

(耐震改修等の廃止又は中止)

第15条 申請者が、補助事業の廃止又は中止をしようとするときは、木造住宅耐震改修等計画廃止（中止）届（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(着工の届出)

第16条 申請者は、耐震改修等に着手したときは、木造住宅耐震改修等着工届（様式第13号）に着工の状態が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第17条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震改修等完了実績報告書（様式第14号）に別表第2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条の規定により完了実績報告書を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を決定し、木造住宅耐震改修等補助金交付額確定通知書（様式第15号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第19条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、速やかに木造住宅耐震改修等補助金支払請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、耐震改修等業務の契約を締結した建築士事務所又は施工業者等に委任する場合（以下「受領委任払」という。）は、木造住宅耐震改修等補助金受領委任払請求書（様式第17号）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払による耐震改修等業務の契約を締結した建築士事務所又は施工業者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

（耐震診断技術者の派遣の取消し）

第20条 市長は、耐震診断技術者の派遣の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震診断技術者の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により耐震診断技術者の派遣決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（耐震診断の中止等又は耐震診断技術者派遣取消しの費用負担）

第21条 市長は、第12条の規定により申込者が耐震診断を中止若しくは取り止めるとき、又は前条の規定により耐震診断技術者の派遣を取り消した場合において、既に耐震診断を実施しているときは、耐震診断に係る費用は、当該申込者の負担とする。

（補助金の取消し）

第22条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第23条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずることができる。

（書類の整理等）

第24条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第25条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

